

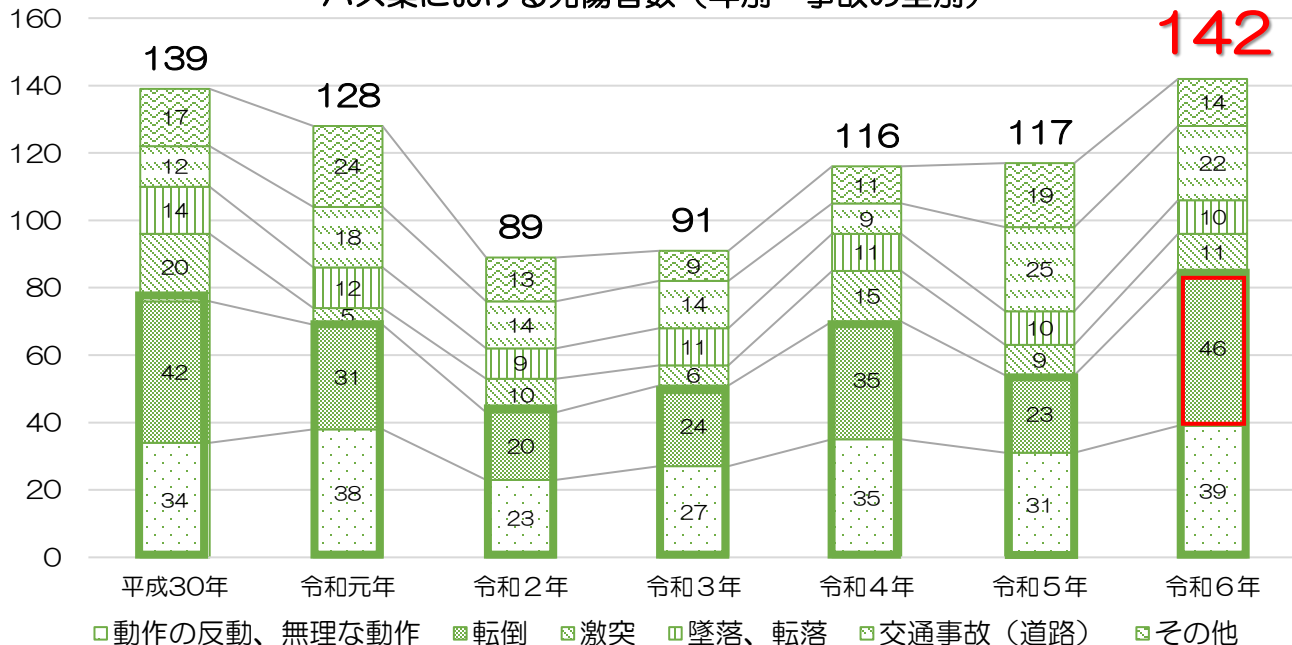


バス業の労働災害を防止しましょう ～交通労働災害・転倒災害防止を重点に取組を～

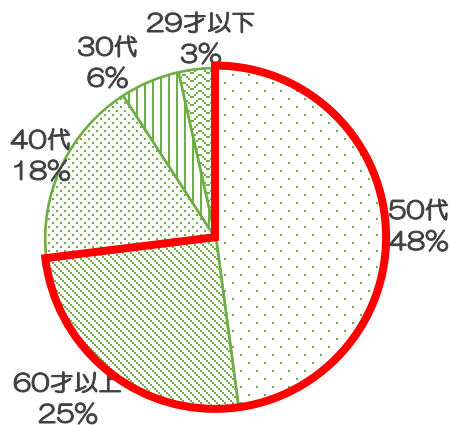
1 バス業における労働災害発生状況（東京労働局管内）

＜資料＞労働者死傷病報告
※令和2年以降は新型コロナウイルスを除く

バス業における死傷者数（年別・事故の型別）



バス業における年代別
労働災害発生状況(令和6年)



バス業における労働災害のポイント

- 事故の型別では、腰痛等に代表される「**動作の反動、無理な動作**」や「**転倒**」といった「**行動災害**」がいずれの年でも多数を占める。
- 令和6年の転倒による死傷者は**46人**と、**前年の2倍**となった。
- 令和5、6年は道路上の交通事故による死傷者が**20人を超えた**。
- 被災者の**約73%は50歳以上**である。



労災かくしの排除 ～労働者死傷病報告の提出について～

R7.1.1から
電子申請義務化！

災害発生後30日以上経過してから労働者死傷病報告（休業4日以上）が提出されるケースが散見されます。労災保険関係の手続きとは別に、事業者の報告義務を規定していますので、災害発生後遅滞なく、所轄の労働基準監督署へ**電子申請**による報告をお願いします。

※休業日数が1～3日の場合は、4半期ごとに1回、**電子申請**にてご報告ください。

本リーフレットの内容のお問い合わせは、東京労働局 労働基準部 安全課（☎ 03-3512-1615）までお願いします。

東京労働局・労働基準監督署

(2025.8)



たしかめたん

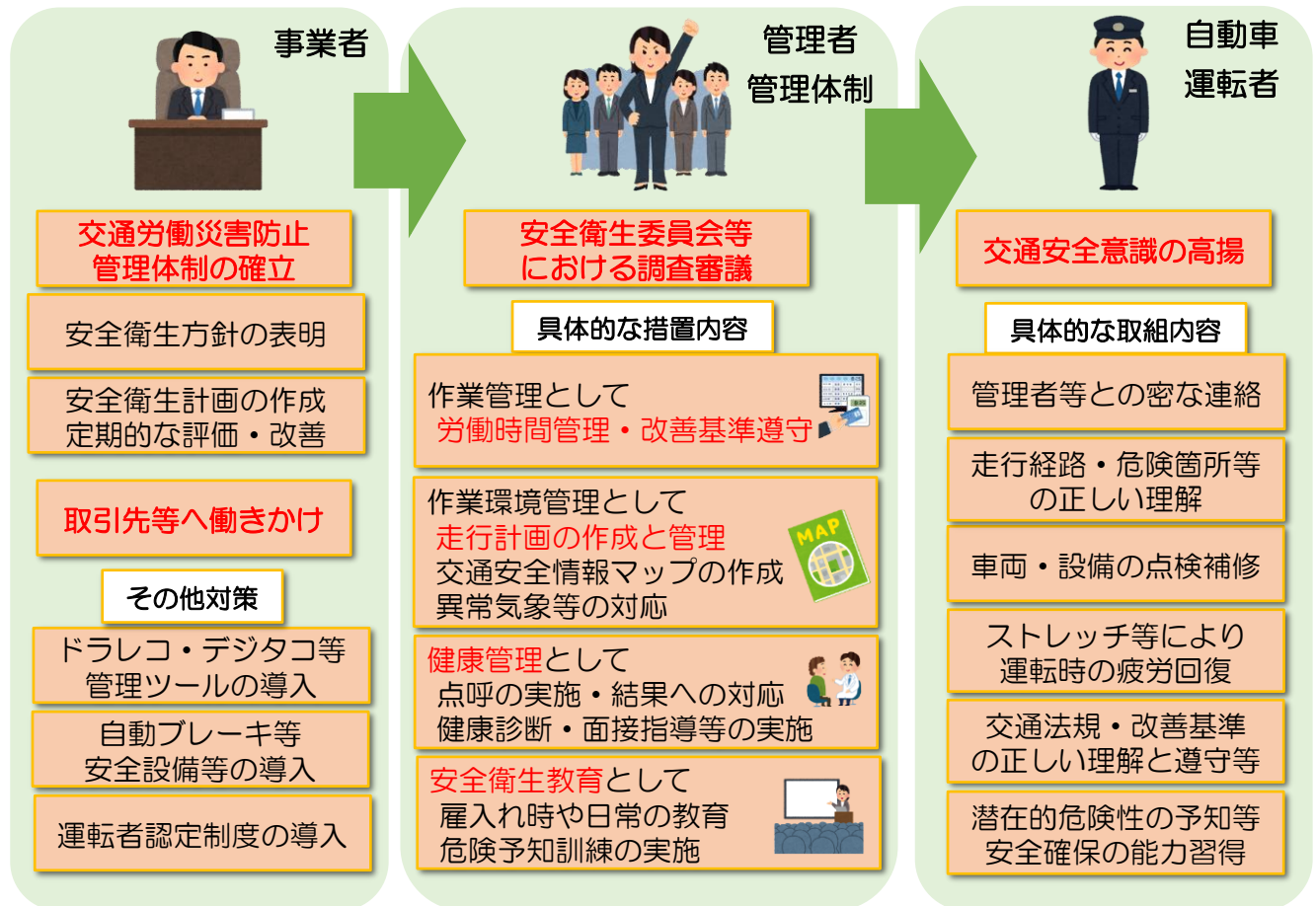
2 交通労働災害の防止について

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の徹底について

「交通労働災害防止のためのガイドライン」

(平成20年4月3日付け基発0403001号、平成30年6月1日改正)

交通労働災害防止のため、①管理体制の確立、②労働時間等の適正な管理、③教育実施、④健康管理、⑤交通安全意識の高揚等の積極的な推進により、交通労働災害の防止を目的とするものです。



「交通労働災害を防止するために（厚生労働省ウェブサイト）」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>)

「交通労働災害の現状と防止対策（職場のあんぜんサイト）」

(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>)



バス運転者の労働時間等を適正に管理しましょう！

疲労による交通労働災害を防止するため、「労働基準法」及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準告示（改善基準告示）」を守り、適正な計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理をしましょう。また、十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを行いましょう。

バス運転者の長時間労働の改善については、以下のリンクをご参照ください。

「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト（厚生労働省ウェブサイト）」

(<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/bus>)

「バス運転者 労働時間等の改善のための基準 学習テキスト（厚生労働省リーフレット）」

(<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/pdf/ltxt-bus.pdf>)



3 転倒災害の防止について

転倒災害は業種を問わず多発しています。転倒災害によって死傷した労働者に占める**50歳以上の割合が高い（全年齢中の約4分の3※）**ことも影響して、骨折等による休業日数は長期間（**平均48.5日※**）に及んでおり、頭部や頸部、腰部を負傷した場合には、死亡災害や後遺障害が残る災害も発生しています。 ※令和5年 労働者死傷病報告（全国）

事業者の対策として、事務所や待機箇所等に、転倒リスクのある場所（**転倒危険場所**）がないかを総点検し、発見した段差や障害物等は早期に解消して、継続的な**4S（整理・整頓・清掃・清潔）**に努めましょう。

また、梅雨の時期や冬季の積雪、路面凍結にも注意が必要です。

事業者や管理者だけでなく、労働者一人一人が転倒危険場所を認識した安全行動を取るように、安全衛生教育を行いましょう。

転倒災害の事例（令和6年東京労働局管内）

発生月／時刻	発生状況（被災状況）
1月／ 午後2時台	車椅子乗車の介助を行っていたところ、バスの昇降リフトの溝につまづいて転倒したもの（左肩骨折、休業3か月）
7月／ 午後9時台	運転業務終了後、バスを格納して車庫内を歩いていたところ、洗車機脇の縁石につまづいて転倒したもの（左頸部打撲等、休業1か月）
9月／ 午前10時台	洗車中に後退しながら段差を降りたところ、着地点に段差があることに気づかず、バランスを崩して転倒したもの（左下肢骨折、休業1か月）



「転倒災害の防止（厚生労働省ウェブサイト）」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>)

「ヘルシーボディを目指しましょう！（東京労働局ウェブサイト）」

(https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/healthy_body.html)



加齢等による転倒リスク・骨折リスクを確認しましょう

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります

「転びの予防 体力チェック（中央労働災害防止協会）」

(<https://www.jisha.or.jp/order2023/korobi/>)



- 厚生労働省では、職員等の健康づくりのための情報を支援しています

「健康日本21アクション支援システム～健康づくりサポートネット～

（厚生労働省ウェブサイト）」

(<https://kennet.mhlw.go.jp/home/>)



「見える化」で職場に隠れたリスクを明らかにしましょう

職場における危険性・有害性（リスク）の中には、通常視覚的に捉えられないものがあります。それらを**可視化（見える化）**すること、また、それを活用することによる効果的な安全活動を「見える」安全活動といいます。（（例）転倒危険場所を示すステッカー）

過去の優良事例は厚生労働省ウェブサイトに掲載されていますので、ご確認ください。

「「見える」安全活動コンクール応募作品一覧（令和4年度）（厚生労働省ウェブサイト）」

(<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/2022/list1a.html>)



4 高齢労働者等の安全及び健康に配慮した取組をしましょう

バス業の労働災害のうち、被災者が50歳以上の高齢労働者である割合は**約73%**で、全業種で高齢労働者が占める割合（約55%）と比較して、非常に高くなっております。（令和6年労働者死傷病報告東京労働局管内）

50歳以上の労働者が占める割合が高いことも理由の一つですが、視力や筋力の低下による転倒災害・腰痛災害の発生など、高齢労働者であることに起因した災害も多発しています。

対策として、**転倒等のリスクが少ない作業環境**を構築する、**腰等に負担の少ない作業方法**に改善するなど、高齢労働者が働きやすい職場を形成することが効果的です。

また、転倒防止対策や重量物取扱作業の補助など、高齢労働者の労働災害防止のために講じた措置に掛かった経費については、「**エイジフレンドリー補助金**」をご活用頂ける場合があります。申請期限等にご注意の上、ご活用ください。

「高齢労働者の安全衛生対策について（厚生労働省ウェブサイト）」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)

「エイジフレンドリーガイドライン（厚生労働省リーフレット）」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>)

「令和7年度エイジフレンドリー補助金（厚生労働省ウェブサイト）」

申請受付期間：5月15日（木）から10月31日（金）まで

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)

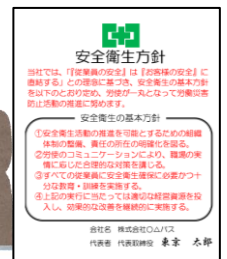


5 経営トップによる安全衛生方針を表明しましょう！

労働災害防止に当たって、具体的な取組に先立ち、労働者の安全や健康を守るという「**経営トップの強い意識**」が極めて重要です。

特に、「**転倒災害**」といった労働者の作業行動により発生する「**行動災害**」は、事業者、労働者双方ともに労働災害防止に対する意識は希薄になりやすく、対策を講じることが難しい災害でもあります。

労働災害防止に対する「**経営トップによる安全衛生方針**」を表明し、その方針に沿った取組みを労働者一人ひとりが「安全衛生宣言」として実践することにより、「全員参加」で労働災害の撲滅に取り組みましょう。



6 全員参加の安全衛生活動をしましょう 【私の安全衛生宣言】

東京労働局では、官民一体となった労働災害防止等の取組を推進しています。この取組の一環として、「**私の安全衛生宣言コンクールSafe Work TOKYO 2025**」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集します。応募資格は、「**現在、都内の事業場で働いている労働者であること**」です。多数のご応募をお待ちしております。

（応募期間：7月1日（火）から10月7日（火）まで）

「私の安全衛生宣言コンクール（東京労働局ウェブサイト）」

(https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/sengen-2025.html)

